

「LAN 環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務一式」調達仕様書に対する意見・回答

No.	受領したご意見						回答	新旧表							
	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問		修正を要する場合の修正案と理由	修正有無	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	新
1	要件定義書 本紙	13	3.4	表 3.4-1 実施場所等 項番6	電波が入らないもしくは入りにくい場所において、受託者の役割で別途基地局の設置等必要な対応を講じる。	基地局を設置した場合、その後の通信費も受託者対応という理解で良いでしょうか。また過去設置した実績をご提示いただけないでしょうか。	お見積りの範囲を明確にするため。	ご認識のとおり、通信費も受託者の負担となります。 R6.2末時点での電波改善の利用件数は以下となります。 ・電波増幅器設置:6件 ・電波増幅器では改善できず、フェムトセル機器設置(小型の携帯電話の基地局):3件	1	要件定義書 本紙	13	3.4	表 3.4-1 実施場所等	<項番6、備考> 電波が入らないもしくは入りにくい場所において、受託者の役割で別途基地局の設置等必要な対応を講じる。	<項番6、備考> 電波が入らないもしくは入りにくい場所において、受託者の役割で別途基地局の設置等必要な対応を講じる。〔※〕 ※現行システムにおける令和6年2月末時点までの電波改善件数としては、電波増幅器設置が6件、電波増幅器では改善できずフェムトセル機器(小型携帯電話基地局)設置が3件である。
2	要件定義書 本紙	17	4	4.2 全体スケジュール及び利用予定	図 4.2-1 R6.1構築開発スケジュール概要 ・R6.10～運用監視センター「機器設定・設置(テスト用・保守)」 ・R6.12～運用監視センター「機器設定・設置(テスト用・本番)」	左記のような矢羽根が書かれていますが、設置場所は移転先(新運用監視センター)という理解でよろしいでしょうか。また、移転前から作業できるのか確認させていただきます(R7.1初に移転の場合、R6.12初から可能等)。	—	ご認識のとおり、移転先(新運用監視センター)への設置となります。移転先(新運用監視センター)テストエリアでの作業開始は、R6.11月上旬から開始できる見込みです。							
3	要件定義書 本紙	19	4.2.2 表 4.2-1	2	結合テストのLAN環境及び端末等利用開始 基盤利用 令和7年2月、AP利用 令和7年4月	結合テストの開始時期の記載がありますが、終了時期の記載をお願いいたします。全体スケジュールでは令和7年6月末が終了時期と推測できますが、本項番に明記したほうがよいと思われます。	結合テスト用機器の回収・再キッティングの計画にテスト終了時期が必要であるため。	以下のとおり追記いたします。 結合テストのLAN環境及び端末等利用開始 基盤利用 令和7年2月、AP利用 令和7年4月(終了 令和7年6月末)	1	要件定義書 本紙	19	4.2.2 表 4.2-1	2	<利用開始時期> 基盤利用 令和7年2月 AP利用 令和7年4月	<利用開始時期> 基盤利用 令和7年2月 AP利用 令和7年4月 (終了 令和7年6月末)
4	要件定義書 本紙	19	4.2.2 表 4.2-1	3	システムテストのLAN環境及び端末等利用開始 基盤利用 令和7年4月、AP利用 令和7年5月	システムテストの開始時期の記載がありますが、終了時期の記載をお願いいたします。全体スケジュールでは令和7年11月末が終了時期と推測できますが、本項番に明記したほうがよいと思われます。	システムテスト用機器の回収・再キッティングの計画にテスト終了時期が必要であるため。	以下のとおり追記いたします。 システムテストのLAN環境及び端末等利用開始 基盤利用 令和7年4月、AP利用 令和7年5月(終了 令和7年11月末 但し、本番移行に利用する端末※4は除く)	1	要件定義書 本紙	19	4.2.2 表 4.2-1	3	<利用開始時期> 基盤利用 令和7年4月 AP利用 令和7年5月	<利用開始時期> 基盤利用 令和7年4月 AP利用 令和7年5月 (終了 令和7年11月末 但し、本番移行に利用する端末※4は除く)
5	要件定義書 本紙	19	4.2.2 表 4.2-1	6	調達機器の本設置	年末年始の一斉切り替えリスクを鑑み、調達機器の本設置の前に全地点に調達物品を設置・設定し、動作確認を実施したほうがよいかと考えます。	年末年始の一斉切り替えのリスクを減らすため。	ご意見の内容は、必須要件ではなくご提案内容によるものと考えております。							
6	要件定義書 本紙	19	4	4.2 全体スケジュール及び利用予定	表 4.2-1 LAN環境・端末等の利用開始予定 令和7年2月	令和7年2月に利用開始予定の版下テスト用環境は、OCR等保守事業者向けに運用監視センターに整備するLAN環境(保守環境接続用)と理解しています。同時期に整備する結合テスト用環境と同じLAN環境として整備する想定ですが、認識齟齬ございませんでしょうか。	—	ご認識のとおりです。							
7	要件定義書 本紙	19	4	4.2 全体スケジュール及び利用予定	・結合テストのLAN環境及び端末等利用開始 基盤利用 令和7年2月 AP利用 令和7年4月 システムテストのLAN環境及び端末等利用開始 基盤利用 令和7年4月 AP利用 令和7年5月	令和7年2月に基盤利用開始予定の結合テスト用端末は、基盤結合テスト前であることから、保守環境に接続するための最低限の設定(Windows OS導入及びIPアドレス設定のみ)を施した端末と理解していますが、認識齟齬ございませんでしょうか。同様に令和7年4月に基盤利用開始予定のシステムテスト用端末は、本番環境に接続するための最低限の設定を施した端末と理解していますが、認識齟齬ございませんでしょうか。	—	ご認識のとおりです。 基盤利用の際には、最低限の設定で問題ありません。							
8	要件定義書 本紙	26	4	4.4 調達範囲	図 4.4-1 ネットワーク機器関連イメージ(健康保険システム及びマイナンバー管理システムとの接続) ・監視カメラ	東西DC(健康保険システム及びマイナンバー管理システム)には、監視カメラ以外にも端末機器等を設置するものと理解していますが、認識齟齬ございませんでしょうか。	・監視カメラ、端末機器等	ご認識のとおりです。図4.4-1の東西DC内に「端末機器等」を追記いたします。	1	要件定義書 本紙	26	4	4.4 調達範囲 図 4.4-1 ネットワーク機器関連イメージ(健康保険システム及びマイナンバー管理システムとの接続) <西日本DC> 監視カメラ <東日本DC> 監視カメラ	図 4.4-1 ネットワーク機器関連イメージ(健康保険システム及びマイナンバー管理システムとの接続) <西日本DC> 監視カメラ、端末機器等 <東日本DC> 監視カメラ、端末機器等	
9	要件定義書 本紙	27	4	4.4 調達範囲	図 4.4-2 ネットワーク機器関連イメージ(インターネット用システムとの接続) ・監視カメラ	東西DC(インターネット用システム)には、監視カメラは接続せず、端末機器等のみ設置するものと理解していますが、認識齟齬ございませんでしょうか。	・端末機器等	ご認識のとおりです。図4.4-2の東西DC内の「監視カメラ」を削除し、「端末機器等」を追記いたします。	1	要件定義書 本紙	27	4	4.4 調達範囲 図 4.4-2 ネットワーク機器関連イメージ(インターネット用システムとの接続) <西日本DC> 監視カメラ <東日本DC> 監視カメラ	図 4.4-2 ネットワーク機器関連イメージ(インターネット用システムとの接続) <西日本DC> 端末機器等 <東日本DC> 端末機器等	
10	要件定義書 本紙	31	4	4.4.1 導入・設計・構築・保守	また、「図 4.4-3 シンククライアント環境関連イメージ」の東日本DC及び西日本DCに示す各種機能は、健康保険システム基盤保守事業者により実装される。	「図 4.4-3 シンククライアント環境関連イメージ」の「シンククライアント端末管理機能」は健康保険システム基盤保守事業者の範囲ではなく受託者の範囲の認識です。	また、「図 4.4-3 シンククライアント環境関連イメージ」の東日本DC及び西日本DCに示す各種機能(受託者が実装するシンククライアント端末管理機能を除く)は、健康保険システム基盤保守事業者により実装される。	ご認識のとおりです。以下のとおり修正いたします。 また、「図 4.4-3 シンククライアント環境関連イメージ」の東日本DC及び西日本DCに示す各種機能は、受託者が実装する「シンククライアント端末管理機能」を除き、健康保険システム基盤保守事業者により実装される。	1	要件定義書 本紙	31	4	4.4.1 導入・設計・構築・保守 また、「図 4.4-3 シンククライアント環境関連イメージ」の東日本DC及び西日本DCに示す各種機能は、健康保険システム基盤保守事業者により実装される。	また、「図 4.4-3 シンククライアント環境関連イメージ」の東日本DC及び西日本DCに示す各種機能は、受託者が実装する「シンククライアント端末管理機能」を除き、健康保険システム基盤保守事業者により実装される。	
11	要件定義書 本紙	33	②	監視カメラ機能の装着に関する責任分界点	また、当機器に対する保守業務のほか、設定変更を含む遠隔監視の環境提供及び協会の依頼に基づいた保存データの取り出し等の保守業務についても本調達の範囲とする。	遠隔監視の環境提供と、協会の依頼に基づいた保存データの取り出し等の手順書提供であり、実際の保守業務はシステム運用事業者であっておりますでしょうか。	本調達における作業内容を明確にし、応札者いた保存データの取り出し等の保守業務については、受託者の役割といたします。 システム運用事業者の役割は、監視業務のみといたします。	現在の記載のとおり、設定変更を含む遠隔監視の環境提供及び協会の依頼に基づいた保存データの取り出し等の保守業務については、受託者の役割といたします。 システム運用事業者の役割は、監視業務のみといたします。							

「LAN 環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務一式」調達仕様書に対する意見・回答

No.	受領したご意見						回答	新旧表							
	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問		修正を要望する場合の修正案と理由	修正有無	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	新
12	要件定義書 本紙	34	4.4.1	表 4.4-2 DCIにおける監視カメラ設置に係る作業役割分担表 項番9	基盤保守事業者の導入ラックにPoEスイッチ、レコーダー、ディスプレイ等を設置・固定すること。	レコーダーとはサーバーもしくはネットワークレコーダーに監視カメラ映像を保存するという理解で良いでしょうか。 レコーダーとしてサーバーを用いる場合、設置場所は運用監視センターでも問題ないでしょうか。 また、監視カメラ映像をテープ等による別置保管を運用として行う場合、基盤保守事業者の導入ラック内ではなく、運用監視センターへの設置でも問題ないでしょうか。	作業内容を明確にするため。	ご認識のとおりです。以下のとおり修正いたします。 基盤保守事業者の導入ラックにPoEスイッチ等を設置・固定すること。	1	要件定義書 本紙	34	4.4.1	表 4.4-2 DCIにおける監視カメラ設置に係る作業役割分担表 項番9	基盤保守事業者の導入ラックにPoEスイッチ、レコーダー、ディスプレイ等を設置・固定すること。	基盤保守事業者の導入ラックにPoEスイッチ等を設置・固定すること。
13	要件定義書 本紙	34	4	4.4 調達範囲	② 監視カメラ機能の実装に関する責任分界点 基盤保守事業者の導入ラックにPoEスイッチ、レコーダー、ディスプレイ等を設置・固定すること。	東西DCIには、監視カメラ及びPoEスイッチのみ設置し、レコーダー及びディスプレイについては、新運用監視センターのLAN端末事業者導入ラックに設置するものと理解していますが、認識齟齬ございませんでしょうか。	基盤保守事業者の導入ラックにPoEスイッチ等を設置・固定すること。	ご認識のとおりです。 レコーダー等の実装方式、設置場所は運用監視センターで差し支えございません。 以下のとおり修正いたします。 基盤保守事業者の導入ラックにPoEスイッチ等を設置・固定すること。	1	要件定義書 本紙	No.12と同様				
14	要件定義書 本紙	36	4	4.4 調達範囲	④ プリンターの実装に関する役割分担エラー! 参照元が見つかりません。	参照設定(2か所)について修正願います。	—	修正いたします。	1	要件定義書 本紙	36	4	4.4 調達範囲	④ プリンターの実装に関する役割分担 プリンターの導入における作業のうち、現地作業及び役割分担については「表 4.4-5 プリンターの現地作業に関連する受託者とプリンター事業者との関係エラー! 参照元が見つかりません。」に示すとおりである。	④ プリンターの実装に関する役割分担 プリンターの導入における作業のうち、現地作業及び役割分担については「表 4.4-5 プリンターの現地作業に関連する受託者とプリンター事業者との関係」に示すとおりである。
15	要件定義書 本紙	44	5	5.1 機能に関する事項	② 保健指導用端末 ID/パスワード及び顔認証を用いた二要素認証… ③ 持出し会議・プレゼン端末 ID/パスワード及び顔認証を用いた二要素認証…	他端末同様に貴会指定の生体認証製品を用いた顔認証を行う必要があるものと理解していますが、認識齟齬ございませんでしょうか。	ID/パスワード及び採用する生体認証製品による顔認証を用いた二要素認証	ご認識のとおりです。 当項目「5.1 機能に関する事項(8)端末機器」については、別紙7も参照することとしており、別紙7にて顔認証に関する指定製品があることがわかるため、記載はそのままとします。							
16	要件定義書 本紙	45	5	5.1 機能に関する事項	④ 媒体読み書き用端末 外付けWebカメラ…選択するとともに、動作保証すること。 ⑧ パイロット事業用端末 外付けWebカメラ…選択するとともに、動作保証すること。	他端末同様に貴会指定の生体認証製品を用いた顔認証を行う必要があるものと理解していますが、認識齟齬ございませんでしょうか。	外付けWebカメラ…選択するとともに、動作保証すること。 (追記) また、採用する生体認証製品が動作する端末を提案すること。	No.15と同様となります。							
17	要件定義書 本紙	45	5	5.1 機能に関する事項	⑤ 媒体読み込み用端末 …顔認証を用いた認証…	他端末同様に貴会指定の生体認証製品を用いた顔認証を行う必要があるものと理解していますが、認識齟齬ございませんでしょうか。	採用する生体認証製品による顔認証	No.15と同様となります。							
18	要件定義書 本紙	46	5.1 機能に関する事項	(8) 端末機器、(7) Web会議用端末	本端末には、AzureAD認証、ログの保管、改ざん防止措置、パスワードの暗号化といった要件があるため、詳細については、「別紙3. 製品要件一覧」を参照すること。	左記の記載がありますが、「別紙3 製品要件一覧」のどこの記載を指しているのでしょうか。	御見積もり範囲を明確にするため。	本紙の記載を以下のとおり修正いたします。 現行システムにおけるWeb会議用端末では、端末ログインに際し、協会役職員が通常使用しているアカウント(ドメイン:kyoukaikenpo.or.jp)とは別に、Microsoft Azure ADに登録したアカウント(ドメイン:kenpowebk.kyoukaikenpo.or.jp)を使用している。現行と同等の使用環境を想定しているため、現行仕様を考慮したうえで、経済的かつ効率的な提案をすること。なお、詳細な現行仕様は、「閲覧資料 現行LAN端末設計書一式」を参照すること。	1	要件定義書 本紙	45	5.1 機能に関する事項	(8) 端末機器、(7) Web会議用端末	本端末には、AzureAD認証、ログの保管、改ざん防止措置、パスワードの暗号化といった要件があるため、詳細については、「別紙3 製品要件一覧」を参照すること。	現行システムにおけるWeb会議用端末では、端末ログインに際し、協会役職員が通常使用しているアカウント(ドメイン:kyoukaikenpo.or.jp)とは別に、Microsoft Azure ADに登録したアカウント(ドメイン:kenpowebk.kyoukaikenpo.or.jp)を使用している。現行と同等の使用環境を想定しているため、現行仕様を考慮したうえで、経済的かつ効率的な提案をすること。なお、詳細な現行仕様は、「閲覧資料 現行LAN端末設計書一式」を参照すること。
19	要件定義書 本紙	66	6	表 6.10-4 端末機器全般におけるセキュリティ対策 一覧 項番3	健康保険システム基盤、インターネット用システム基盤、マイナンバー管理システム基盤に接続する端末…は、生体情報(顔認証)による個人認証と、パスワード認証と組み合わせた二要素認証を使用すること。	マイナンバー管理システム基盤に接続する端末は、一要素認証(ID/Password)と理解していますが、認識齟齬ございませんでしょうか。	健康保険システム基盤、インターネット用システム基盤に接続する端末…を削除。	ご認識のとおりです。以下のとおり修正いたします。 健康保険システム基盤、インターネット用システム基盤に接続する端末(個人業務用端末、モバイルシンクライアント端末、媒体読み書き用端末、媒体読み込み用端末、パイロット事業用端末)は、生体情報(顔認証)による個人認証と、パスワード認証と組み合わせた二要素認証を使用すること。	1	要件定義書 本紙	67	6	表 6.10-4 健康保険システム基盤、インターネット用システム基盤、マイナンバー管理システム基盤に接続する端末(個人業務用端末、保健指導用端末、持出し会議・プレゼン端末、媒体読み書き用端末、媒体読み込み用端末、パイロット事業用端末)は、生体情報(顔認証)による個人認証と、パスワード認証と組み合わせた二要素認証を使用すること。	健康保険システム基盤、インターネット用システム基盤に接続する端末(個人業務用端末、モバイルシンクライアント端末、媒体読み書き用端末、媒体読み込み用端末、パイロット事業用端末)は、生体情報(顔認証)による個人認証と、パスワード認証と組み合わせた二要素認証を使用すること。	
20	要件定義書 本紙	68	6	6.10 情報セキュリティに関する事項	(4) 2in1端末におけるセキュリティ対策 表6.10-5 2in1端末におけるセキュリティ対策 一覧 項番3 遠隔からのデータ消去 ※Web会議用端末(外部使用可)は対象外	現行システムでは、Web会議用端末についても遠隔からのデータ消去要件があり、「Microsoft Intune」により実現しています。 Web会議用端末(外部使用可)について、同要件を残すことが望ましいと考えます。	(記述削除) ※Web会議用端末(外部使用可)は対象外	Web会議用端末については機密情報の取扱いはありませんが、ご意見を踏まえ該当の文言を削除いたします。 また、表6.10-5 項番3は以下のとおり修正します。 対策項目: 遠隔からの端末初期化・データ削除 端末の記録装置内に保存されている情報を、遠隔地から通信回線経由で消去もしくは無効化する機能を備えること。モバイルシンクライアント端末においては、健康保険システム基盤、インターネット用システム基盤で導入される管理ソフトウェアのエージェント機能等を導入すること。	1	要件定義書 本紙	68	6.10.2	表 6.10-5 2in1端末におけるセキュリティ対策 一覧	<項番3、対策項目> 遠隔からのデータ消去 保健指導用端末、持出し会議・プレゼン端末においては、端末の記録装置内に保存されている情報を、遠隔地から通信回線経由で消去もしくは無効化するため、健康保険システム基盤、インターネット用システム基盤で導入される管理ソフトウェアのエージェント機能等を導入すること。 ※Web会議用端末(外部使用可)は対象外	<項番3、対策項目> 遠隔からの端末初期化・データ消去 端末の記録装置内に保存されている情報を、遠隔地から通信回線経由で消去もしくは無効化する機能を備えること。モバイルシンクライアント端末においては、健康保険システム基盤、インターネット用システム基盤で導入される管理ソフトウェアのエージェント機能等を導入すること。

「LAN 環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務一式」調達仕様書に対する意見・回答

No.	受領したご意見					回答				新旧表				
	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要する場合は修正案と理由	修正有無	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	新
21	要件定義書 本紙	72	6.11.1 (3) 表 6.11-1	1	○本部、本部(船員保険部)、支部各業務拠点のLAN環境及び端末等を用いて、健康保険システムやインターネット用システム等の本番系統(本番環境、炎対環境)にアクセスする。 ○運用監視センター、東日本DC、西日本DC拠点のLAN環境及び端末等を用いて、健康保険システムやインターネット用システム等の本番系統(本番環境、炎対環境)にアクセスする。	インターネット用システムに炎対環境はない認識ですが、左記の記載では炎対環境があり、アクセスするよう誤認識されよう可能性があるため、記載を見直ししたほうが良いと思われます。	○本部、本部(船員保険部)、支部各業務拠点のLAN環境及び端末等を用いて、健康保険システム等の本番系統(本番環境、炎対環境)やインターネット用システムの本番系統(本番環境)にアクセスする。 ○運用監視センター、東日本DC、西日本DC拠点のLAN環境及び端末等を用いて、健康保険システム等の本番系統(本番環境、炎対環境)やインターネット用システムの本番系統(本番環境)にアクセスする。 ○支部 支部の業務のため、職員が利用する。各業務拠点のLAN環境及び端末等を用いて、健康保険システムの本番系統(本番環境、炎対環境)、インターネット用システムの本番系統(本番環境)にアクセスする。 ○運用監視センター、東日本DC、西日本DC 本部(システム部)の業務のため、職員が利用する。協会のシステムの利用・保守業務のため、システム運用事業者・ヘルプデスク事業者・AP保守事業者、基盤保守事業者が利用する。拠点のLAN環境及び端末等を用いて、健康保険システム及びマイナンバー管理システムの本番系統(本番環境、炎対環境)、インターネット用システムの本番系統(本番環境)にアクセスする。 運用監視センターが被災した際には、東日本DC・西日本DCから運用業務等を実施できるよう、各DCにも必要な端末・接続を用意する。	1	要件定義書 本紙	72	6.11.1 (3) 表 6.11-1	1	<本部 本部(船員保険部) 支部> 本部/本部(船員保険部)/支部の業務のため、職員が利用する。 各業務拠点のLAN環境及び端末等を用いて、健康保険システムやインターネット用システム等の本番系統(本番環境、炎対環境)にアクセスする。 <支部> 支部の業務のため、職員が利用する。各業務拠点のLAN環境及び端末等を用いて、健康保険システムの本番系統(本番環境、炎対環境)、インターネット用システムの本番系統(本番環境)にアクセスする。 <運用監視センター、東日本DC、西日本DC> 本部(システム部)の業務のため、職員が利用する。協会のシステムの利用・保守業務のため、システム運用事業者・ヘルプデスク事業者・AP保守事業者、基盤保守事業者が利用する。拠点のLAN環境及び端末等を用いて、健康保険システム及びマイナンバー管理システムの本番系統(本番環境、炎対環境)、インターネット用システムの本番系統(本番環境)にアクセスする。 運用監視センターが被災した際には、東日本DC・西日本DCから運用業務等を実施できるよう、各DCにも必要な端末・接続を用意する。	<本部 本部(船員保険部)> 本部/本部(船員保険部)の業務のため、職員が利用する。 各業務拠点のLAN環境及び端末等を用いて、健康保険システムの本番系統(本番環境、炎対環境)、インターネット用システムの本番系統(本番環境)にアクセスする。 <支部> 支部の業務のため、職員が利用する。各業務拠点のLAN環境及び端末等を用いて、健康保険システムの本番系統(本番環境、炎対環境)、インターネット用システムの本番系統(本番環境)にアクセスする。 <運用監視センター、東日本DC、西日本DC> 本部(システム部)の業務のため、職員が利用する。協会のシステムの利用・保守業務のため、システム運用事業者・ヘルプデスク事業者・AP保守事業者、基盤保守事業者が利用する。拠点のLAN環境及び端末等を用いて、健康保険システム及びマイナンバー管理システムの本番系統(本番環境、炎対環境)、インターネット用システムの本番系統(本番環境)にアクセスする。 運用監視センターが被災した際には、東日本DC・西日本DCから運用業務等を実施できるよう、各DCにも必要な端末・接続を用意する。
22	要件定義書 本紙	75	6	表 6.11-2 各業務拠点で利用する端末等 項番4	本番系統/運用監視センター	運用監視センター本番系統には、画像保管サーバー及び画像表示モニターを設置するものと理解していますが、認識齟齬ございませんでしょうか。	(利用する端末等に追加) 画像保管サーバー、画像表示モニター							
23	要件定義書 本紙	110	6	17-4	表 6.17-4 サービスレベルの設定項目案	提案で求められているサービスレベルの理解度向上と実現性の観点からのご質問です。 本システムにおけるサービスレベルの設定項目とのことですので、現行事業者の各種設定項目の①定義(数値の算出方法)②含意している数値③遵守状況(例:直近12カ月のうち10カ月達成等)について確認させていただくことは可能でしょうか。	現行のSLA合意書を閲覧可能な資料に追加いたします。	1	要件定義書 本紙	6	-	-	(閲覧資料一覽) 閲覧資料 全国健康保険協会 健康保険システム基盤導入業務 基本設計書 閲覧資料 健康保険システム接続環境ハードウェア一覽 閲覧資料 インターネット接続環境ハードウェア一覽 閲覧資料 マイナンバー管理システム基盤設計書 閲覧資料 現行LAN端末設計書一式	(閲覧資料一覽) 閲覧資料 全国健康保険協会 健康保険システム基盤導入業務 基本設計書 閲覧資料 健康保険システム接続環境ハードウェア一覽 閲覧資料 インターネット接続環境ハードウェア一覽 閲覧資料 マイナンバー管理システム基盤設計書 閲覧資料 現行LAN端末設計書一式 閲覧資料 現行LAN端末SLA合意書
24	要件定義書 別紙2 ラック利用状況・方針	2	#4	-	再リース(継続利用分)	ラックは再リースとなっていますがラック天井のファンなどは経年劣化により交換が必要になる場合がある認識です。ラックファンが故障した場合、交換作業等は、本調達の保守範囲に含まれますでしょうか。	お見積りの範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。 なお、本紙「4.4.1 導入・設計・構築・保守(1) LAN環境の設計・構築・保守」に以下の記載をしております。ラック内の冷却ファン及び電源タップについては、構築時に交換することとしています。当該記載は項目名のとおり、構築だけでなく保守も指しています。受託者が構築したものは保守も役割対象となります。なお、ラックの型番情報は別紙2に追記します。 ・本部、支部及び運用監視センターについては、ラック内に棚板を用意し、WAN回線保守事業者が設置するルーター等の機器の設置スペースを確保すること。本部、支部及び運用監視センターのラック本体及び耐震固定具等の付帯設備については、既設流用する予定であるが、ラック内の冷却ファン及び電源タップについては交換を実施すること。また、拠点の移転等におけるラック本数や搭載内容の見直し等、協会の指示に基づき必要な対応を行うこと。	1	要件定義書 別紙2	9	-	-	「継続提供ラック情報」のページを追加。
25	要件定義書 別紙2 ラック利用状況・方針	8			運用監視センター	現行システムで導入済みのラック 中期更改における方針案 ・現行LAN端末保守事業者提供分、再リース分 →令和8年1月サービスイン後に撤去 中期更改における導入ラック 中期更改における方針案 ・LAN端末導入事業者利用分 →LAN端末導入事業者にて提供する	左記の記述は、移転元もしくは移転先に一時的に新旧ラックを併設して、旧ラックを撤去するということでしょうか。	本調達における作業内容を明確にし、応札者が作業内容を誤認識することを防止するため。	ご認識のとおりです。					
26	要件定義書 別紙3. 製品要件一覽	1/9	-	32.33.34 FC-インターフェース	インタフェースを二重化するが、障害時における部品交換の容易性を考慮し、オンボードのインタフェースは使用しないこと。 インタフェースポート障害時に処理を継続して可能とするため、インタフェースボード故障時にも別ポートに自動的に切り替えられるように構成すること。 インタフェースの二重化に伴い、マルチバスドライバが必要な場合は、追加すること。	本業務で調達する本部支部サーバー及びシンクライアント端末管理サーバーには、FCケーブルの接続要件はない認識ですので、左記に記載いただいている要件は不要と思いません。記載を見直しただけでいいでしょうか。	No.32.33.34の行を削除。	削除いたします。	1	要件定義書 別紙3	-	-	サーバー系>IAサーバー No.32~34 <FC-インターフェース> インタフェースを二重化するが、障害時における部品交換の容易性を考慮し、オンボードのインタフェースは使用しないこと。 インタフェースポート障害時に処理を継続して可能とするため、インタフェースボード故障時にも別ポートに自動的に切り替えられるように構成すること。 インタフェースの二重化に伴い、マルチバスドライバが必要な場合は、追加すること。	削除。
27	要件定義書 別紙3. 製品要件一覽	1/9	-	42.43 デイスプレ	D-Sub、DVI-D、HDMI、DisplayPort、USB-TypeCのいずれか2つを有すること。 ディスプレイサイズは24インチ以上とすること。(解像度は1920×1200以上が選択可能であること)	本業務で調達する本部支部サーバー及びシンクライアント端末管理サーバーには、コンソールの調達も含まれている認識です。このため、ディスプレイの要件は不要と思っておりますので、記載を見直しただけでいいでしょうか。	No.42.43の行を削除。	当項目は「(必要に応じて)」にしていますので、不要な場合は調達不要です。						
28	要件定義書 別紙3. 製品要件一覽	2/9	-	57.58 通信インターフェース	NW経由でリモートからのコンソールアクセスが可能であること。 isoファイル等を利用し、リモートからのDVD等のドライブマウントが行えること。	左記の要件は、サーバー機能で実現可能であることからコンソールの要件としては不要と思っておりますので、記載を見直しただけでいいでしょうか。	No.57.58の行を削除。	以下のとおり修正いたします。 NW経由でリモートからのコンソールアクセスが可能であること。(サーバー機能での実現も可能とする) isoファイル等を利用し、リモートからのDVD等のドライブマウントが行えること。(サーバー機能での実現も可能とする)	1	要件定義書 別紙3	-	-	サーバー系>コンソール>通信インターフェース No.57 NW経由でリモートからのコンソールアクセスが可能であること。 No.58 isoファイル等を利用し、リモートからのDVD等のドライブマウントが行えること。	No.54 NW経由でリモートからのコンソールアクセスが可能であること。(サーバー機能での実現も可能とする) No.55 isoファイル等を利用し、リモートからのDVD等のドライブマウントが行えること。(サーバー機能での実現も可能とする)

「LAN 環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務一式」調達仕様書に対する意見・回答

No.	受領したご意見					回答	新旧表							
	調達仕様書・委託要領・要件定義書 製品要件一覧	ページ	章	項番	記載内容		当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要する場合は修正案と理由	修正有無	調達仕様書・委託要領・要件定義書 製品要件定義書 別紙3	ページ	章	項番	旧
29		2/9	-	62 電源	AC100V及びAC200Vで動作できること。	シンクライアント端末管理サーバーは、健康保険システム基盤事業者様が手配する東西DCのラックに搭載するものと理解していません。 健康保険システム基盤事業者様に確認したところ、東西DCのラックの電源では、100Vに対応していないと伺いました。 右記のとおり記載を一部見直しいただけないでしょうか。	AC100V及びAC200Vで動作できること。 ただし、シンクライアント端末管理サーバー用のコンソール電源は、200Vとすること。	1		-	-	サーバー系>コンソール電源	No.62 AC100V及びAC200Vで動作できること。	No.59 AC100V及びAC200Vで動作できること。 ただし、シンクライアント端末管理サーバー用のコンソール電源は、200Vとすること。
30		3/9	-	94 CPU 95 メモリ	デスクトップ型端末(シンクライアント)ブラウザ操作、印刷等を問題なくおこなえ、現行機(HP t540 Thin Client)以上のスペックを有すること	中期更改時は、シンクライアント端末管理機能の指定が無くなり、選定機器のシンクライアントOS次第で必要となるハードウェアスペックも異なる認識です。過不足を生じさせないためにも、現行比ではなく最適なスペックの提案を促す表現に見直しいただけないでしょうか。	ブラウザ操作、印刷等を問題なくおこなえる性能であること。	1		-	-	端末機器 >デスクトップ型端末(シンクライアント) >デスクトップ型シンクライアント端末	No.94 <CPU> オペレーティングシステム及び導入するソフトウェアの推奨要件を満たしており、ブラウザ操作、印刷等を問題なくおこなえ、現行機(HP t540 Thin Client)以上のスペックを有すること。 No.95 <メモリ> オペレーティングシステム及び導入するソフトウェアの推奨要件を満たしており、ブラウザ操作、印刷等を問題なくおこなえ、現行機(HP t540 Thin Client)以上のスペックを有すること。	No.95 <CPU> オペレーティングシステム及び導入するソフトウェアの推奨要件を満たしており、ブラウザ操作、印刷等を問題なくおこなえる性能であること。 No.96 <メモリ> オペレーティングシステム及び導入するソフトウェアの推奨要件を満たしており、ブラウザ操作、印刷等を問題なくおこなえる性能であること。
31		3/9	-	96 内蔵ストレージ	128GB以上のフラッシュメモリーを搭載しており、保存可能領域を制限した状態で導入できること。	中期更改時は、シンクライアント端末管理機能の指定が無くなり、選定機器のシンクライアントOS次第で必要となるハードウェアスペックも異なる認識です。過不足を生じさせないためにも、現行比ではなく最適なスペックの提案を促す表現に見直しいただけないでしょうか。	オペレーティングシステム及び導入するソフトウェアの推奨要件を満たしており、保存可能領域を制限した状態で導入できること。	1		-	-	端末機器 >デスクトップ型端末(シンクライアント) >デスクトップ型シンクライアント端末	No.96 <内蔵ストレージ> 128GB以上のフラッシュメモリーを搭載しており、保存可能領域を制限した状態で導入できること。	No.97 <内蔵ストレージ> オペレーティングシステム及び導入するソフトウェアの推奨要件を満たしており、保存可能領域を制限した状態で導入できること。
32		3/9	-	110 CPU 111 メモリ	ノート型端末(シンクライアント)ブラウザ操作、印刷等を問題なくおこなえ、現行機(HP mt46 Mobile Thin Client)以上のスペックを有すること。	中期更改時は、シンクライアント端末管理機能の指定が無くなり、選定機器のシンクライアントOS次第で必要となるハードウェアスペックも異なる認識です。過不足を生じさせないためにも、現行比ではなく最適なスペックの提案を促す表現に見直しいただけないでしょうか。	ブラウザ操作、印刷等を問題なくおこなえる性能であること。	1		-	-	端末機器 >ノート型端末(シンクライアント) >ノート型シンクライアント端末	No.110 <CPU> オペレーティングシステム及び導入するソフトウェアの推奨要件を満たしており、ブラウザ操作、印刷等を問題なくおこなえ、現行機(HP mt46 Mobile Thin Client)以上のスペックを有すること。 No.111 <メモリ> オペレーティングシステム及び導入するソフトウェアの推奨要件を満たしており、ブラウザ操作、印刷等を問題なくおこなえ、現行機(HP mt46 Mobile Thin Client)以上のスペックを有すること。	No.111 <CPU> オペレーティングシステム及び導入するソフトウェアの推奨要件を満たしており、ブラウザ操作、印刷等を問題なくおこなえる性能であること。 No.112 <メモリ> オペレーティングシステム及び導入するソフトウェアの推奨要件を満たしており、ブラウザ操作、印刷等を問題なくおこなえる性能であること。
33		3/9	-	112 内蔵ストレージ	128GB以上のフラッシュメモリーを搭載しており、保存可能領域を制限した状態で導入できること。	中期更改時は、シンクライアント端末管理機能の指定が無くなり、選定機器のシンクライアントOS次第で必要となるハードウェアスペックも異なる認識です。過不足を生じさせないためにも、現行比ではなく最適なスペックの提案を促す表現に見直しいただけないでしょうか。	オペレーティングシステム及び導入するソフトウェアの推奨要件を満たしており、保存可能領域を制限した状態で導入できること。	1		-	-	端末機器 >ノート型端末(シンクライアント) >ノート型シンクライアント端末	No.112 <内蔵ストレージ> 128GB以上のフラッシュメモリーを搭載しており、保存可能領域を制限した状態で導入できること。	No.113 <内蔵ストレージ> オペレーティングシステム及び導入するソフトウェアの推奨要件を満たしており、保存可能領域を制限した状態で導入できること。
34		7/9	-	220 機能	QoS機能を有すること。 危険なドメインへのアクセスを防止する機能を有すること。 コンテンツフィルタ及びURLフィルタ機能を有すること。 アプリケーションを可視化して制御する機能を有すること。 アンチウイルス機能を有すること。 指定した拡張子のファイルダウンロードをブロックする機能を有すること。 IPS機能を有すること。 不正な機器がLANに接続されたことを検知し、直ちに報告する機能を有すること。	左記の機能要件は、R5.1LAN端末機器調達時の要件には無い仕様です(他の複数基盤製品要件が混入しているようにお見受けいたします)。現行(R5.1)同様のFirewall機器を調達する場合には、不要な要件となりますので、記載の削除をお願いいたします。	No.220のうち左記の記載内容を削除。						要件は現行機器以上の機能を有することであり、その例として機能を列挙しております。現行同等の機器の提案を妨げるものではありませんので、そのままの記載といたします。	
35		-	-	-	「不正接続防止装置」が製品要件一覧に記載されていません。	要件定義書「5.1(2)不正接続防止装置」の記載があります。別紙3に記載がありませんが調達範囲という認識で誤りないでしょうか。	本調達における調達範囲を明確にし、応札者が誤解する事態を防止するため。	1		-	-	-	-	○要件定義書 本紙「5.1機能に関する事項」に追記 (9)その他機器 ②警告灯 詳細は、「別紙3 製品要件一覧」を参照すること。 ○要件定義書 別紙3「HWタイプ:拠点内LAN環境」の下No.234~238に追記 <不正接続防止装置> (台数) 要件を満たす台数であること。 (機能) 不正な機器がLANに接続されたことを検知し、直ちに報告する機能を有すること。 (電源) AC100V、又は200V(50/60Hz)であること。 (ネットワークインターフェース) LANインターフェースとして1000Base-Tのインターフェースを有していること。 (外形寸法・質量・最大消費電力) 設置場所の条件に従うこと。

「LAN 環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務一式」調達仕様書に対する意見・回答

No.	受領したご意見						回答	新旧表							
	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問		修正を要望する場合の修正案と理由	修正有無	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	新
36	要件定義書 別紙3 製品要件一覧	7/9	-	220 機能	不正な機器がLANに接続されたことを検知し、直ちに報告する機能を有すること。	左記の機能要件は、不正接続防止装置の要件です。本別紙には、不正接続防止装置の記載がありませんでした。記載の追加をお願いいたします。	No.324 HWタイプ:不正接続防止装置 要件分類/要件詳細 台数/要件を満たす台数であること。 機能/不正な機器がLANに接続されたことを検知し、直ちに報告する機能を有すること。 電源/AC100V、又は200V(50/60Hz)であること。 ネットワークインターフェース/LANインターフェースとして1000Base-Tのインターフェースを有していること。 外型寸法・重量・最大消費電力/設置場所の条件に従うこと。	No.35と同様となります。	1	要件定義書 本紙、別紙3				No.35と同様	
37	要件定義書 別紙3 製品要件一覧			無線LAN 接続装置	19インチラックに設置できること。	左記の記載がありますが、無線LAN接続装置は通常は天井や壁に設置しています。	御見積もり範囲を明確にするため。	以下のとおり追記いたします。 無線アクセスポイントの付属品や無線LANコントローラーなどの機器は19インチラックに設置できること。	1	要件定義書 別紙3	-	-	拠点内 LAN環境 >無線 LAN接続 装置>筐 体	No.207 19インチラックに設置できること。	No.220 無線アクセスポイントの付属品や無線LANコントローラーなどの機器は19インチラックに設置できること。
38	要件定義書 別紙4 LAN端末等利用者数	1	-	-	本番環境で協会職員が使用する台数のみ記載。	統合専用端末及びマイナンバー作業用端末についても貴会職員が利用するものと理解していますが、認識齟齬ございませんでしょうか。	機器内訳に統合専用端末及びマイナンバー作業用端末の列を追加し、各拠点に配置する台数を追記	ご認識のとおりです。別紙4に統合専用端末とマイナンバー作業用端末を追加いたしました。	1	要件定義書 別紙4	-	-	-	-	<統合専用端末> No.1~47_各支部:0 No.99_本部:8 (船員保険):10 No_予備台数:0 合計:18 <マイナンバー作業用端末> No.1~47_各支部:0 No.99_本部:8 (船員保険):10 No_予備台数:0 合計:18
39	要件定義書 別紙6 LAN端末導入機器等一覧	1	-	18	購入物品:モバイルバッテリー 種類HWタイプ:2in1 PC用 本部利用数量:76	左記購入物品は2in1PC用のモバイルバッテリーと認識しておりますが、本部利用の2in1PCは74台に見受けられます。モバイルバッテリーと2台の差異がございますが、誤記となりますでしょうか。	購入物品:モバイルバッテリー 種類HWタイプ:2in1 PC用 本部利用数量:74	ご認識のとおりです。本部利用の2in1PC台数とモバイルバッテリー台数が対応するよう、記載を見直します。	1	要件定義書 別紙6	-	-	モバイル バッテリー	No.18 種類HWタイプ:2in1 PC用 本部利用数量:76	No.17 種類HWタイプ:2in1 PC用 本部利用数量:232
40	要件定義書 別紙7 導入ソフトウェア一覧	[端末の利用者数と利用方法]シート	-	-	<前提> 職員数:4900名 健康保険システム利用者数:4900ユーザー(同時接続数5178) インターネット用システム利用者数:(同時接続数722) Web会議用端末利用者数:4900ユーザー	健康保険システム利用者数よりも、同時接続数が278多い接続となります。1ユーザーが複数セッションを同時利用するという理解で良いでしょうか。	利用者数と同時接続数を明確化し、準備するソフトウェアの員数を確定させるため。	以下のとおり修正いたします。 <前提> 職員数:4,900名 健康保険システム利用者数:4,900(同時接続4,800、最大仮想PC数5,178) RPAアカウント数:210 インターネット用システム利用者数:2,800(同時接続600、最大仮想PC数722) Web会議用端末利用者数:4,900	1	要件定義書 別紙7	[端末の利用者数と利用方法]シート	-	-	<前提> 職員数:4,900名 健康保険システム利用者数:4,900ユーザー(同時接続数5178) インターネット用システム利用者数:(同時接続数722) Web会議用端末利用者数:4,900ユーザー	<前提> 職員数:4,900名 健康保険システム利用者数:4,900(同時接続4,800、最大仮想PC数5,178) RPAアカウント数:210 インターネット用システム利用者数:2,800(同時接続600、最大仮想PC数722) Web会議用端末利用者数:4,900
41	要件定義書 別紙7 導入ソフトウェア一覧	[継続ソフトウェアの追加ライセンス数]シート	-	-	端末ログ管理ソフト(健康保険システム・インターネット用システム) SKYSEA Client View クライアント	ご提案する数量を正確に算出するため現行契約の員数の詳細をご教示ください。	要件を明確化し、準備するソフトウェアの員数を確定させるため。	要件定義書別紙7_シート「継続ソフトウェアの追加ライセンス数」について、記載を見直します。また、現行ライセンス数に関する情報は、閲覧資料に追加いたします。	1	要件定義書 別紙7	[継続ソフトウェアの追加ライセンス数]シート	-	-	○端末ログ管理ソフト <健康保険システム分> ・SKYSEA LT CL(Win/Mac/Linux) 不足分:92 ・SKYSEA LT シンCL 不足分:不足なし ・SKYSEA Client View ITセキュリティ対策強化 CL 不足分:71 <インターネット用システム分> ・SKYSEA LT CL(Win/Mac/Linux) 不足分:不足なし ・SKYSEA LT シンCL 不足分:不足なし ・SKYSEA Client View ITセキュリティ対策強化 CL 不足分:800 <マイナンバー管理システム> ・SKYSEA LT CL(Win/Mac/Linux) 不足分:8 ・SKYSEA Client View ITセキュリティ対策強化 CL 不足分:8 ○ファイル自動暗号化ソフトウェア 不足分:169	○端末ログ管理ソフト <健康保険システム分> ・SKYSEA LT CL(Win/Mac/Linux) 不足分:95 ・SKYSEA LT シンCL 不足分:不足なし ・SKYSEA Client View ITセキュリティ対策強化 CL 不足分:95 <インターネット用システム分> ・SKYSEA LT CL(Win/Mac/Linux) 不足分:不足なし ・SKYSEA LT シンCL 不足分:800 ・SKYSEA Client View ITセキュリティ対策強化 CL 不足分:800 <マイナンバー管理システム> ・SKYSEA LT CL(Win/Mac/Linux) 不足分:1 ・SKYSEA Client View ITセキュリティ対策強化 CL 不足分:1 ○ファイル自動暗号化ソフトウェア 不足分:170
42	要件定義書 別紙6 LAN端末導入機器等一覧	-	-	1 ノート型 シンク クライアントPC	合計台数:1377	別紙6では、1377台と記載されていますが、別紙7シート「継続ソフトウェアの追加ライセンス数」のNo.105 SKYSEA LT CL(Win/Mac/Linux)(健康保険システム分)、(インターネット用システム分)及びNo.115 InterSafe FileProtection クライアントライセンスには、個人業務用端末(ノート型シンクラ) 1376式と記載があります。 どちらが正しいのでしょうか。	正しい数量に修正願います。	No.41と同様となります。	1	要件定義書 別紙7				No.41と同様	
43	要件定義書 別紙7 導入ソフトウェア一覧	[導入ソフトウェア]シート	-	No.15~16	Microsoft Office Professional Plus 2021(64bit)	Microsoft Office Professional Plus 2021(64bit)は、2026年10月にサポートが終了する見込みです。 本契約期間中にサポート期限切れとなるためM365への移行等は検討されていますでしょうか。	協会システム全体に大きく影響を与える為、全体を取り纏める工程管理事業者が方針を提示する必要があると考えます。	Officeアプリケーションについて、現在、M365への移行等の検討は行っておりません。また、現行システムで使用している製品(Office2016)の最新の後継製品を想定しておりますが、現時点の後継製品であるMicrosoft Office Professional Plus 2021(64bit)を指定するものではありません。 Microsoft Office Professional Plus 2021(64bit)を選定する場合は、本契約期間中にサポート期限切れとなるため、構築期間又は保守期間の然るべき時期に協会・工程管理支援等事業者・関係事業者と協力して対策を協議するようお願いいたします。 以下のとおり修正いたします。 また、選定した製品を利用するにあたり、関係事業者に影響する事項がある場合には、協会・工程管理支援等事業者・関係事業者と協力し影響への対策を協議すること。	1	要件定義書 別紙7	[導入ソフトウェア]シート	-	No.15~16	※現行システムで使用している製品(Office2016)の後継製品を想定している。要件定義時点の後継製品はOffice2021であるが、当該製品は2026年10月13日にサポート期限を迎える。このため、Office製品の選定にあたっては、本システムの利用期間中に適切な製品サポートが行えるよう考慮すること。また、選定した製品を利用するにあたり、関係事業者に影響する事項がある場合には、受託者が主体となり関係事業者と協力し影響への対策を協議すること。	※現行システムで使用している製品(Office2016)の最新の後継製品を想定している。要件定義時点の後継製品はOffice2021であるが、当該製品は2026年10月13日にサポート期限を迎える。このため、Office製品の選定にあたっては、本システムの利用期間中に適切な製品サポートが行えるよう考慮すること。また、選定した製品を利用するにあたり、関係事業者に影響する事項がある場合には、受託者が主体となり関係事業者と協力し影響への対策を協議すること。

「LAN 環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務一式」調達仕様書に対する意見・回答

No.	受領したご意見					回答			新旧表					
	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要望する場合の修正案と理由	修正有無	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	新
44	要件定義書 別紙7 導入ソフトウェア一覧	[継続ソフトウェアの追加ライセンス数]シート	-	No.107	SKYSEA LT シンCL [別]中期更改後システムでの数量根拠 (a)仮想デスクトップを利用するユーザー数:5500名 ⇒別紙7「端末の利用者数と利用方法」健康保険システム利用者数5500ユーザー	別紙7「端末の利用者数と利用方法」に記載されている健康保険システム利用者数は4900ユーザーとなりますが、数量根拠に記載されているユーザー数は5500名となります。誤記かどうか確認をさせていただきます。	要件を明確化し、準備するソフトウェアの負数を確定させるため。 健康保険システム利用者数は4900ユーザーが正となります。要件定義書別紙7、シート「端末の利用者数と利用方法」とシート「継続ソフトウェアの追加ライセンス数」が対応するよう、記載を見直します。	1	要件定義書 別紙7				No.40、41と同様	新
45	要件定義書 別紙7 導入ソフトウェア一覧	[端末の利用者数と利用方法]シート	-	-	<前提> 職員数:4900名 健康保険システム利用者数:4900ユーザー(同時接続数5178) インターネット用システム利用者数:(同時接続数722) Web会議用端末利用者数:4900ユーザー	インターネット用システム利用者数の記載がありませんが、同時接続数722と同数の722ユーザーが利用するという理解で良いでしょうか。	利用者数と同時接続数を明確化し、準備するソフトウェアの負数を確定させるため。	1	要件定義書 別紙7				No.40と同様	
46	要件定義書 別紙7 導入ソフトウェア一覧	[導入ソフトウェア一覧]シート	-	No.239~242	死活/ログ監視ソフトウェア エージェント(マインバナー管理システム) 【搭載対象】 [AR列]画像保管サーバー	F列「(参考)現行調達品名(ライセンス名)」に記載のライセンス情報について、項番239,240と項番241,242の記載内容が同じとなりますが、[AR列]画像保管サーバーに記載されている対象が「○」と「●」になります。誤記かどうか確認をさせていただきます。	必要となるソフトウェアを明確化し、準備するソフトウェアの負数を確定させるため。 以下のとおり修正いたします。	1	要件定義書 別紙7	[導入ソフトウェア一覧]シート	-	IBM Netcool Operations Insight		旧No.241~242を削除
47	要件定義書 別紙7 導入ソフトウェア一覧		-	235 Web会議用ソフトウェア	WEB会議用端末(2in1):◎ WEB会議用端末(ノート型):◎	凡例が「◎」となっておりますが、本案件の受託者によりライセンスを購入してインストールするものと理解しています。凡例は「○」に修正をお願いします。	左記のとおり凡例を「○」に修正をお願いします。 ご認識のとおりです。「○」に修正いたします。	1	要件定義書 別紙7	[導入ソフトウェア一覧]シート	-	235 Web会議用ソフトウェア	<WEB会議用端末(2in1)> 対象:◎ 数量:必要数 <WEB会議用端末(ノート型)> 対象:◎ 数量:必要数	<WEB会議用端末(2in1)> 対象:○ 数量:必要数
48	要件定義書 別紙7 導入ソフトウェア一覧		-	シート「端末の利用者数と利用方法」	<前提> 職員数:4900名 健康保険システム利用者数:4900ユーザー(同時接続5178) インターネット用システム利用者数:(同時接続722) Web会議用端末利用者数:4900ユーザー	ソフトウェアによってライセンスのカウント方法が異なるため、以下の情報の記載をお願いします。 ①システム利用者数 →インターネット用システムの利用者数の記載がありません。シート「継続ソフトウェアの追加ライセンス数」のNo.107 SKYSEA LT シンCL (インターネット用システム分)には、(a)仮想デスクトップを利用するユーザー数:2000名と記載されていますが、インターネット用システムの利用者数は、2000名でよろしいでしょうか。 また、健康保険システム利用者数には、貴会が利用されているRPAのアカウント数は含まれていないでしょうか。ソフトウェア製品によっては、RPAのアカウント数をユーザー数とカウントする製品がある可能性がありますので、RPAのアカウント数も記載をお願いします。 ②同時接続数 →現在記載されている数は③の認識です。 ③最大仮想PC台数	<前提> 職員数:4900名 ■健康保険システム ①システム利用者数:xxxx人(RPAアカウント数:xxx) ②同時接続数:4800 ③最大仮想PC数:5178 ■インターネット用システム ①システム利用者数:xxxx人 ②同時接続数:600 ③最大仮想PC数:722 ※上記は、健康保険システム基盤事業者から連携いただいた情報をもとに記載しています。	1	要件定義書 別紙7				No.40と同様	
49	要件定義書 別紙7 導入ソフトウェア一覧		-	シート「継続ソフトウェアの追加ライセンス数」 107 SKYSEA LT シンCL (健康保険システム分)	中期更改後システムでの数量根拠 (a)仮想デスクトップを利用するユーザー数:5500名 ⇒別紙7「端末の利用者数と利用方法」健康保険システム利用者数5500ユーザー	別紙7「端末の利用者数と利用方法」では、健康保険システム利用者数:4900ユーザーと記載されています。 どちらの記載が正しいのでしょうか。ご確認のうえ修正をお願いします。	正しい数量に修正をお願いします。	1	要件定義書 別紙7				No.40、41と同様	
50	要件定義書 別紙9 システム端末構成	1	-	2 保健指導用端末	保険事業のみ○	誤字と思っておりますので修正をお願いします。	保健事業のみ○	1	要件定義書 別紙9			#2	<利用可能なシステム機能(主要機能) 健康保険システム> 各AP:△要権限付与(保険事業のみ○)	<利用可能なシステム機能(主要機能) 健康保険システム> 各AP:△要権限付与(間接AP、保健事業AP、相談問合せメニュー等一部機能のみ○)
51	要件定義書 別紙9 システム端末構成	1	-	11 運用監視端末	[ノート型(シンクラ)]:○	同端末のHWタイプは、デスク型(FAT)のみと理解しています。	(記述削除) [ノート型(シンクラ)]:○ ○別紙9 11 運用監視端末 デスク型(FAT)のみ「○」	1	要件定義書 別紙6、別紙9				○別紙6「要考慮事項」 ・No.1 ノート型_シンクライアントPC - ・No.13 保健指導用端末 - ○別紙9 <HWタイプ> ノート型(シンクラ):○ デスク型(FAT):○	○別紙6「要考慮事項」 ・No.1 ノート型_シンクライアントPC 運用監視センター(本番系)配置分のうち2台をシステム運用事業者が始業点検に使用する。を追記 ・No.11 モバイルシンクライアント端末 保健指導用端末 運用監視センター(本番系)配置分のうち1台をシステム運用事業者が始業点検に使用する。を追記 ○別紙9 <HWタイプ> デスク型(FAT):○
52	要件定義書 別紙9 システム端末構成	1	-	14 ハードウェア管理コンソール	[情報提供サービス]:○	同端末の接続先ではないと理解しています。	(記述削除) [情報提供サービス]:○							
53	要件定義書 別紙9 システム端末構成	1	-	15 OSコンソール	[情報提供サービス]:○	同端末の接続先ではないと理解しています。	(記述削除) [情報提供サービス]:○							
54	要件定義書 別紙9 システム端末構成	1	-	17 基盤運用作業用端末(Open系)	[情報提供サービス]:○	同端末の接続先ではないと理解しています。	(記述削除) [情報提供サービス]:○	1	要件定義書 別紙9			#17	<利用可能なシステム機能(主要機能) インターネット用システム> 情報提供サービス:○	<利用可能なシステム機能(主要機能) インターネット用システム> 情報提供サービス: x

「LAN 環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務一式」調達仕様書に対する意見・回答

No.	受領したご意見					回答		新旧表						
	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要する場合の修正案と理由	修正有無	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	新
55	要件定義書 別紙10 LAN端末保守作業一覧	-	-	41	停電・復電対応 停電対応: 監視抑制申請を行い、監視を無効化した上で、各システム基盤のチェックリスト等を元に各機器のシャットダウンを行う 復電対応: 各システム基盤のチェックリスト等を元に各機器を起動し、正常性の確認を行う	本受託者は、直接機器を操作するのではなく、その作業を統制する位置付けとの理解でよいでしょうか。	作業内容を明確にするため。	1	要件定義書 別紙10	-	-	41	<停電・復電対応> 停電対応: 監視抑制申請を行い、監視を無効化した上で、各システム基盤のチェックリスト等を元に各機器のシャットダウンを行う 復電対応: 各システム基盤のチェックリスト等を元に各機器を起動し、正常性の確認を行う	<停電・復電対応> 停電対応: 監視抑制申請を行い、監視を無効化した上で、各システム基盤のチェックリスト等を元に各機器のシャットダウンを行う(※1) 復電対応: 各システム基盤のチェックリスト等を元に各機器を起動し、正常性の確認を行う(※2) ※1 シャットダウンや起動の操作は、各拠点の職員が行う。受託者は事前に手順書を作成し、当日はそれらを活用して操作を支援すること。 ※2 正常性の確認はシステム運用事業者が行う。受託者は事前に手順書を作成し、当日はシステム運用事業者からの問合せに対応すること。
56	要件定義書 別紙10 LAN端末保守作業一覧	1	-	41	停電対応: 監視抑制申請を行い、監視を無効化した上で、各システム基盤のチェックリスト等を元に各機器のシャットダウンを行う 復電対応: 各システム基盤のチェックリスト等を元に各機器を起動し、正常性の確認を行う	現状、各機器のシャットダウンと起動・正常性確認オペレーションは、運用事業者が実施しております。	停電対応: 監視抑制申請を行い、監視を無効化した上で、各システム基盤のチェックリスト等を元に各機器のシャットダウンを行う 復電対応: 各システム基盤のチェックリスト等を元に各機器を起動し、正常性の確認を行う なお、各機器のシャットダウンと起動のオペレーションは運用事業者に作業依頼し、運用事業者が実施する。	No.55と同様となります。	1	要件定義書 別紙10	-	-	No.55と同様	
57	要件定義書 別紙10 LAN端末保守作業一覧	-	-	42	機器移設対応 作業要否及び影響を確認するため、拠点の状態を把握した上で機器移設や回線の敷設作業等を行う。その後、端末設置レイアウト図やバッチコード表、機器管理台帳の更新を行う	協会各拠点からの端末移設申請書に基づく機器移設対応業務との認識でよいでしょうか。また、被災状況の確認は、システムに関する被災状況の確認という認識で合っておりますでしょうか。	本調達における作業内容を明確にし、応礼者が作業内容を誤認識することを防止するため。	ご認識のとおりです。						
58	要件定義書 別紙10 LAN端末保守作業一覧	-	-	43	IPアドレス管理 関係する事業者からの依頼に基づき、IPアドレス一覧を参考にIPの払い出しを行う	端末情報管理についても業務に含まれるとの認識でよいでしょうか。	作業内容を明確にするため。	ご認識のとおりです。 項番42「その後、端末設置レイアウト図やバッチコード表、機器管理台帳の更新を行う」と記載しているのとおりです。						
59	要件定義書 別紙10 LAN端末保守作業一覧	-	-	44	災害発生時の支部拠点状況確認 地震・洪水・落雷等の災害発生後、協会本部と協議の上、対象支部拠点の被災状況の確認を行う	災害には地域停電も含まれますでしょうか。また、被災状況の確認は、システムに関する被災状況の確認という認識で合っておりますでしょうか。	作業内容を明確にするため。	ご認識のとおりです。以下のとおり修正いたします。 地震・洪水・落雷・地域停電等の災害発生後、協会本部と協議の上、対象業務拠点のシステムに係る被災状況の確認を行う	1	要件定義書 別紙10	-	-	44	地震・洪水・落雷等の災害発生後、協会本部と協議の上、対象支部拠点の被災状況の確認を行う
60	要件定義書 別紙11 システム変更点	3-4	-	1-1,1-2	HSM(ハードウェアセキュリティモジュール)	貴会・基盤にて調整された結果、HSMではないタイプの暗号鍵管理製品が想定されている認識です。	「HSM(ハードウェアセキュリティモジュール)」⇒「暗号鍵管理機能」	ご認識のとおりです。暗号鍵管理製品に修正いたします。	1	要件定義書 別紙11	3-4	-	1-1,1-2	<健康保険システム> HSM(ハードウェアセキュリティモジュール)
61	要件定義書 別紙12 関係事業者の役割分担	-	-	LAN端末導入事業者の列	役割分担表[セル位置]:「値」 ① [Z144][Z152][Z162]:「+」 ② [Z187]~[Z190]:「+」	現行システム導入時には、テストガイド(①)を作成しておらず、データ移行(②)もありませんでした。中期更改時も同様の分担になる想定のため、現行同様であれば記述の見直しをお願いします。	役割分担表[セル位置]:「変更前」⇒「変更後」 ① [Z144][Z152][Z162]:「+」⇒「-」 ② [Z187]~[Z190]:「+」⇒「-」	①現行システム導入時において、テスト実施場所に対しテスト用端末の設置と合わせて関係事業者向けの端末利用に係る説明資料を紙面配付しておりました。中期更改では、これに相当するものを受託者が準備することを想定しております。 本意見を踏まえ、本紙6.12.1 テストに関する要件 表6.12-1 テスト工程における支援業務」について記載を見直しします。 ②については、解散健保データ検索用端末及びWeb会議用端末(メールデータの)データ移行がありますので、そのままの記載といたします。	1	要件定義書 本紙	85	6	表 6.12-1 テスト工程における支援業務 業務内容: 端末やネットワークの環境遷移を明確にして適切な時期に協会及び工程管理支援等事業者、関連事業者に周知すること。周知する内容には端末やネットワークが使えなくなる予定及び使えるようになる予定を含めること。 また、テスト用端末を利用する関係事業者向けに端末利用に係る説明資料を準備のうえ、テスト実施場所に紙面配付する等の周知を行うこと。 業務期間: 令和6年8月1日～令和7年5月31日 <項番4.5> 業務期間: 令和6年12月31日～令和7年5月31日	<項番1> 業務内容: 端末やネットワークの環境遷移を明確にして適切な時期に協会及び工程管理支援等事業者、関連事業者に周知すること。周知する内容には端末やネットワークが使えなくなる予定及び使えるようになる予定を含めること。 また、テスト用端末を利用する関係事業者向けに端末利用に係る説明資料を準備のうえ、テスト実施場所に紙面配付する等の周知を行うこと。 業務期間: 令和6年8月1日～令和7年11月30日 <項番4.5> 業務期間: 令和6年12月31日～令和7年11月30日
62	要件定義書 別紙12 関係事業者の役割分担	-	-	OCR等保守事業者の列	役割分担表[セル位置]:「値」 ① [AA83]~[AA84]:「協」 ② [AA102]:「協」 ③ [AA137]:「協」 ④ [AA144][AA152][AA162]:「+」 ⑤ [AA187]~[AA190]:「+」	OCRは、MNMS/NICEシステム(①)、WAN工事(②)及び運用支援ツール導入(③)との関連はありません。また、現行システム導入時には、テストガイド(④)を作成しておらず、データ移行(⑤)もありませんでした。中期更改時も同様の分担になる想定のため、現行同様であれば記述の見直しをお願いします。	役割分担表[セル位置]:「変更前」⇒「変更後」 ① [AA83]~[AA84]:「協」⇒「-」 ② [AA102]:「協」⇒「-」 ③ [AA137]:「協」⇒「-」 ④ [AA144][AA152][AA162]:「+」⇒「-」 ⑤ [AA187]~[AA190]:「+」⇒「-」	以下の理由につき、そのままの記載といたします。 ①、②、③については、主担当として作業を実施する関連事業者に対して、OCR等保守事業者としての観点で適宜問合せへの回答を行う等、協力する位置づけとして整理しております。 なお、ご認識のとおり、OCR機器は健康保険システムの機器であり、マイナンバー管理システム及びインターネット用システムとの密な関連はございません。また、拠点内LAN環境における責任分界として、OCR等保守事業者の受託範囲とWAN回線保守事業者の受託範囲の間には、LAN端末導入事業者の受託範囲があるため、OCR機器とWAN回線に密な関連はございません。 ④現行システム導入時において、テスト実施場所に対しテスト用端末の設置と合わせて関係事業者向けの端末利用に係る説明資料を紙面配付しておりました。中期更改では、OCR等保守事業者がOCR機器利用に係る説明資料を準備する位置づけとして整理しております。 ⑤OCR等保守事業者の調達範囲であるOCR機器については、現行システムで登録されている設定ファイル等、移行対象となるものも存在するため、OCR等保守事業者が移行計画作成時に整理することとしています。		要件定義書 本紙			No.61と同様	

「LAN 環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務一式」調達仕様書に対する意見・回答

No.	受領したご意見					回答			新旧表						
	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	修正を要する場合の修正案と理由	回答	修正有無	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧	新
63	調達仕様書	3	1	(3)	また、サービスイン後は令和9年3月末まで本調達の受託者により保守業務を行う。リース対象機器のリース期間は令和11年12月末までを想定している。	左記の内容について、以下のように認識しております。認識齟齬ございませんでしょうか。 ・保守業務(保守役務):機器導入～令和9年3月末 ・機器費、製品保守・機器導入～令和11年12月末 なお、賃貸借に機器費及び製品保守(令和11年12月末まで保守できることを前提)を含める認識であり、保守役務については令和9年3月末までとなるため、令和9年4月～令和11年12月末の期間においては、保守役務のみ延長の認識であっておりますでしょうか。	御見積もり範囲を明確にするため。	「保守業務(保守役務):機器導入～令和9年3月末 機器費、製品保守・機器導入～令和11年12月末 賃貸借に機器費及び製品保守を含める こちらについてはご認識のとおりです。 令和9年4月～令和11年12月末の期間における保守役務については延長ではなく、新規調達(入札)の可能性もございます。現時点では回答いたしかねます。							
64	調達仕様書	9	3	表3-1提供情報一覧(例)	1 VPN接続に関する情報 2 シンクライアント端末管理に関する情報 3 仮想PC 接続に関する情報 4 生体認証に関する情報 5 その他の機器設定情報	「VPN接続に関する情報」は、旧システムにおける保健指導用端末接続時に必要な情報でしたが現行システムでは不要な情報です。また、「シンクライアント端末管理に関する情報」については、LAN端末事業者の調達範囲に変わるため、中期更改時には不要と認識しています。	1 仮想PC 接続に関する情報 2 生体認証に関する情報 3 その他の機器設定情報	ご認識のとおりです。以下のとおり修正いたします。 1 仮想PC 接続に関する情報 2 生体認証に関する情報 3 その他の機器設定情報	1	調達仕様書	9	3	表3-1提供情報一覧(例)	項番1 VPN接続に関する情報 項番2 シンクライアント端末管理に関する情報 項番3 仮想PC 接続に関する情報 項番4 生体認証に関する情報 項番5 その他の機器設定情報	項番1 仮想PC 接続に関する情報 項番2 生体認証に関する情報 項番3 その他の機器設定情報
65	調達仕様書	11	3	(14)	リース期間内における機器故障等に際し、機器等を交換する場合は、協会の指示により、納入した対象機器の撤去・回収を行い、ハードディスク内のデータを完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を協会に提出すること。機器の撤去・回収、データ消去、証明書の作成にかかる全ての費用は、受託者の負担とする。 なお、機器故障等ではなく、リース期間満了に伴う機器撤去・データ消去の費用は本調達の範囲外とする。	リース期間内に機器故障等が発生した際のデータ消去証明書に関する質問です。データ消去に物理破壊が必要となるものは、破壊前・後が分かるよう写真を貼り付ける認識で宜しいでしょうか。 なお、回収後リース期間満了までの保管場所は、受託者の負担にて保管場所を準備し、保管する認識で宜しいでしょうか。	お見積りの範囲を明確にするため。	データ消去証明書について、ご認識のとおりです。機器交換時の回収機について、リース期間満了まで保管が必要となる場合は、受託者の負担で保管場所を確保いたします。							
66	調達仕様書	17	5	(2)-①	統括管理責任者の設置	本プロジェクトの規模を遂行する上で、統括責任者は、情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ(PM)やプロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)の資格を有していることが望ましいと考えます。品質確保のため、右記内容の追記をご提案します。	下記の内容の追記をご検討ください。 <追記内容> 情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ(PM)やプロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)のいずれかの資格を有する者及び情報システム等の開発もしくは運用・保守業務に従事して5年以上の経験を有する者を本委託業務の要員として参画させること。	「7.調達条件について(1)応札希望業者の実績等について」の②に同様の記載があるため、そのままの記載といたします。							
67	調達仕様書	18	5	(2)②	「なお、業務調整・管理者は、官公庁などの公的機関における大規模システムのアプリケーションもしくは基盤(ネットワークシステム等)に係るシステム設計、構築、テスト及び移行等に係る高度な専門知識を有しており、かつ複数の事業者が参画するシステムであって、50万件以上の契約者または顧客等の情報を保持する、複数の異なる拠点から利用されるシステムの製品導入、環境構築において、プロジェクト管理を務めた経験を有し、」	業務調整・管理者の求める要件として、両方の要件を満たすことは参入障壁となる可能性があるため、可能であれば緩和いただきたいです。 特に「後者については、50万件以上の契約者または顧客等の情報を保持する」の要件の難易度が高いと考えております。	「なお、業務調整・管理者は、官公庁などの公的機関における大規模システムのアプリケーションもしくは基盤(ネットワークシステム等)に係るシステム設計、構築、テスト及び移行等に係る高度な専門知識を有していること、もしくは、複数の事業者が参画するシステムであって、多くの契約者または顧客等の情報を保持する複数の異なる拠点から利用されるシステムの製品導入、環境構築において、プロジェクト管理を務めた経験を有し、」 理由は左記に記載の通り、本入札の参入障壁になるためです。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「なお、業務調整・管理者は、官公庁などの公的機関における大規模システムのアプリケーションもしくは基盤(ネットワークシステム等)に係るシステム設計、構築、テスト及び移行等に係る高度な専門知識を有しており、かつ複数の事業者が参画するシステムであって、50万件以上の契約者または顧客等の情報を保持する、複数の異なる拠点から利用されるシステムの製品導入、環境構築において、プロジェクト管理を務めた経験を有し、」	1	調達仕様書	18	5	(2)②	なお、業務調整・管理者は、官公庁などの公的機関における大規模システムのアプリケーションもしくは基盤(ネットワークシステム等)に係るシステム設計、構築、テスト及び移行等に係る高度な専門知識を有しており、かつ複数の事業者が参画するシステムであって、50万件以上の契約者または顧客等の情報を保持する、複数の異なる拠点から利用されるシステムの製品導入、環境構築において、プロジェクト管理を務めた経験を有し、	なお、業務調整・管理者は、官公庁などの公的機関における大規模システムのアプリケーションもしくは基盤(ネットワークシステム等)に係るシステム設計、構築、テスト及び移行等に係る高度な専門知識を有しており、かつ複数の事業者が参画するシステムであって、50万件以上の契約者または顧客等の情報を保持する、複数の異なる拠点から利用されるシステムの製品導入、環境構築において、プロジェクト管理を務めた経験を有し、
68	調達仕様書	19	5	(3)①	「また、業務調整・管理者同様、大規模システムのアプリケーションもしくは基盤(ネットワークシステム等)のシステム設計、構築、テスト及び移行等に係る高度な専門知識を有しており、かつ複数の事業者が参画するシステムであって、50万件以上の契約者または顧客等の情報を保持する複数の異なる拠点から利用されるシステムの製品導入及び環境構築において業務を経験していることを前提」	委託業務従事管理者(領域担当リーダー)の求める要件として、両方の要件を満たすことは参入障壁となる可能性があるため、可能であれば緩和いただきたいです。 特に「後者については、50万件以上の契約者または顧客等の情報を保持する」の要件の難易度が高いと考えております。	「また、業務調整・管理者同様、大規模システムのアプリケーションもしくは基盤(ネットワークシステム等)のシステム設計、構築、テスト及び移行等に係る高度な専門知識を有しており、もしくは、複数の事業者が参画するシステムであって、多くの契約者または顧客等の情報を保持する複数の異なる拠点から利用されるシステムの製品導入及び環境構築において業務を経験していることを前提」 理由は左記に記載の通り、本入札の参入障壁になるためです。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「また、業務調整・管理者同様、大規模システムのアプリケーションもしくは基盤(ネットワークシステム等)のシステム設計、構築、テスト及び移行等に係る高度な専門知識を有しており、かつ複数の事業者が参画するシステムであって、50万件以上の契約者または顧客等の情報を保持する、複数の異なる拠点から利用されるシステムの製品導入及び環境構築において業務を経験していることを前提」	1	調達仕様書	19	5	(3)①	また、業務調整・管理者同様、大規模システムのアプリケーションもしくは基盤(ネットワークシステム等)のシステム設計、構築、テスト及び移行等に係る高度な専門知識を有しており、かつ複数の事業者が参画するシステムであって、50万件以上の契約者または顧客等の情報を保持する、複数の異なる拠点から利用されるシステムの製品導入及び環境構築において業務を経験していることを前提	また、業務調整・管理者同様、大規模システムのアプリケーションもしくは基盤(ネットワークシステム等)のシステム設計、構築、テスト及び移行等に係る高度な専門知識を有しており、かつ複数の事業者が参画するシステムであって、50万件以上の契約者または顧客等の情報を保持する、複数の異なる拠点から利用されるシステムの製品導入及び環境構築において業務を経験していることを前提
69	調達仕様書	21	5	(7)①	「ウ、規模において50万件以上の契約数または顧客数を持ち、複数の外部機関を跨ぐオンライン・バッチ処理が発生し、かつ、通信基盤に対して強固な情報セキュリティを実装する情報システムの設計・構築において、リーダーを務めた経験を有すること。」	品質管理者に求める要件として、調達仕様書に記載の要件をすべて満たすことは参入障壁になるため、条件の緩和の検討をお願いいたします。	「ウ、多くの契約数または顧客数を持ち、複数の外部機関を跨ぐオンライン・バッチ処理が発生し、かつ、通信基盤に対して強固な情報セキュリティを実装する情報システムの設計・構築において、リーダーを務めた経験を有すること。」 理由は左記に記載の通り、本入札の参入障壁になるためです。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「複数の外部機関を跨ぐオンライン・バッチ処理が発生し、かつ、通信基盤に対して強固な情報セキュリティを実装する情報システムの設計・構築において、リーダーを務めた経験を有すること。」	1	調達仕様書	21	5	(7)①	ウ、規模において50万件以上の契約数または顧客数を持ち、複数の外部機関を跨ぐオンライン・バッチ処理が発生し、かつ、通信基盤に対して強固な情報セキュリティを実装する情報システムの設計・構築において、リーダーを務めた経験を有すること。	ウ、複数の外部機関を跨ぐオンライン・バッチ処理が発生し、かつ、通信基盤に対して強固な情報セキュリティを実装する情報システムの設計・構築において、リーダーを務めた経験を有すること。
70	調達仕様書	21	5	(7)②	「イ、複数の事業者が参画するシステム構築であって、規模において50万件以上の契約者または顧客等の情報を保有し、複数の異なる拠点から利用されるシステムの製品導入、環境構築において、品質管理を行う責任者を務めた経験を有すること。」	品質管理者に求める要件として、調達仕様書に記載の要件をすべて満たすことは参入障壁になるため、条件の緩和の検討をお願いいたします。	「イ、複数の事業者が参画するシステム構築であって、多くの契約者または顧客等の情報を保有し、複数の異なる拠点から利用されるシステムの製品導入、環境構築において、品質管理を行う責任者を務めた経験を有すること。」 理由は左記に記載の通り、本入札の参入障壁になるためです。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「イ、複数の事業者が参画するシステム構築であって、全国47拠点から利用されるシステムの製品導入、環境構築において、品質管理を行う責任者を務めた経験を有すること。」	1	調達仕様書	21	5	(7)②	イ、複数の事業者が参画するシステム構築であって、規模において50万件以上の契約者または顧客等の情報を保有し、複数の異なる拠点から利用されるシステムの製品導入、環境構築において、品質管理を行う責任者を務めた経験を有すること。	イ、複数の事業者が参画するシステム構築であって、全国47拠点から利用されるシステムの製品導入、環境構築において、品質管理を行う責任者を務めた経験を有すること。

「LAN 環境及び端末機器等に係る設計・開発及びハードウェア・ソフトウェア導入・賃貸借・保守業務一式」調達仕様書に対する意見・回答

No.	受領したご意見						回答	新旧表						
	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問		修正を要望する場合の修正案と理由	修正有無	調達仕様書・委託要領・要件定義書	ページ	章	項番	旧
71	調達仕様書	24	5	(10)④	④自社拠点は原則、1都道府県1拠点とし、作業受託者がすべての都道府県に対して、プロジェクト期間の間、徒歩30分以内の立地の場所以に確保し続けることは困難であるため、条件の緩和をご検討ください。 ・徒歩30分ではなく、公共交通機関を利用して、各拠点から2時間以内の立地とすること	④自社拠点は原則、1都道府県1拠点とし、作業受託者がすべての都道府県に対して、プロジェクト期間の間、徒歩30分以内の立地の場所以に確保し続けることは困難であるため、条件の緩和をご検討ください。 ・徒歩30分ではなく、公共交通機関を利用して、各拠点から2時間以内の立地とすること 理由は左記に記載の通り、本入札の参入障壁になるためです。	構築期間中も含めたプロジェクト期間の間、すべての都道府県に拠点の準備を求めるものではありません。ただし、保守期間中については、原則として各都道府県に受託者拠点を確保いただくこととなります。要件については以下のとおり修正いたします。 ④協会が作業場所の確認を実施するため、自社拠点は協会の業務拠点から公共交通機関を利用して2時間以内に着できる立地とすること。なお、令和8年1月以降の保守業務期間における受託者拠点は、原則として1都道府県1拠点確保すること。確保する受託者の拠点は必ずしも自社拠点であることを要せず、再委託先も許容する。	1	調達仕様書・委託要領・要件定義書	25	5	(9)④	④自社拠点は原則、1都道府県1拠点とし、作業場所の条件が確認可能であることが必要のため、日本国内で鉄道を利用した場合の最寄駅から徒歩30分以内に着できる立地とすること。なお、令和8年1月以降の保守業務期間における受託者拠点は、原則として1都道府県1拠点確保すること。確保する受託者の拠点は必ずしも自社拠点であることを要せず、再委託先も許容する。	④協会が作業場所の確認を実施するため、自社拠点は協会の業務拠点から公共交通機関を利用して2時間以内に着できる立地とすること。なお、令和8年1月以降の保守業務期間における受託者拠点は、原則として1都道府県1拠点確保すること。確保する受託者の拠点は必ずしも自社拠点であることを要せず、再委託先も許容する。
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*